

個人情報を取り扱う際の基本的事項

(総則)

第1条 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者及び受託者の作業に従事している者は、本契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、受託者の作業に従事している者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(複写、複製の禁止)

第3条 受託者及び受託者の作業に従事している者は、本契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第4条 受託者及び受託者の作業に従事している者は、本契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第5条 受託者は、本契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、本契約の終了もしくは本契約解除の日以降、速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第6条 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。